令和８年　第７回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年７月１７日（金）午後３時３０分から午後４時１０分まで

２．開催場所　　佐野市役所　６階　大会議室Ａ・Ｂ

３．出席委員　（１４人）

会長	１６番	大芦　宏
委員	１番	新井　勉
委員	２番	川田恒夫
委員	４番	石澤和枝
委員	５番	齋川英夫
委員	６番	小関昭男
委員	７番	深澤雄二
委員	８番	中島福一
委員	１０番	松島　明
委員	１１番	蘰原洋子
委員	１２番	小久保勝
委員	１３番	立川幸一
委員	１４番	澁江修身
委員	１５番	野村春男

４．欠席委員　（１人）

委員	９番	小林秀男

５．議事日程

日程第１　会期の決定について
日程第２　議事録署名委員の指名について
日程第３　会議書記の指名について
日程第４　報告第１号から報告第２号までについて
　報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について
　報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
日程第５　議案第１号から議案第４号までについて
　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
　議案第３号　非農地証明願について
　議案第４号　農用地利用集積等促進計画(案)について

６．農業委員会事務局職員

事務局長		櫻井　学
副参事		森　久仁彦
農地調整係	係長	亀山聡士
	主査	茂木香陽子
	主査	安在亮人
	主事補	小林　准
	主事補	石川大翔

７．会議の概要

事務局長	ただいまから、令和８年第７回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議　長	開会に先立ち、本日の出席委員数を事務局長に報告してもらいます。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、１４名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は１５名でございます。
議　長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は１４名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和８年第７回佐野市農業委員会総会を開会いたします。 これより、議事日程に入ります。 日程第１、会期の決定についてでありますが、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （なしの声） 異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたします。 次に、日程第２、議事録署名委員の指名についてでありますが、総会規則第１９条第２項の規定により、議席番号７番　深澤雄二委員、議席番号１３番　立川幸一委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第３、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の茂木香陽子主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第４に入ります。報告の案件は、報告第１号から報告第２号までであります。

まず報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局　報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第２条第７号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第３条の規定により報告します。
令和８年７月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

（報告第１号　朗読し報告）

議　長　事務局の報告が終わりました。報告第１号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局　報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第２条第７号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第３条の規定により報告します。
令和８年７月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

（報告第２号　朗読し報告）

議　長　事務局の報告が終わりました。報告第２号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第５に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第１号から議案第４号までございます。
はじめに議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請につ

いてを議題といたします。事務局に議案第１号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和８年７月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

３条９２０番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は０．５㎞、所要時間は３分です。大農機具の所有状況は、トラクター１台、耕運機１台、田植機１台、稲刈機１台を所有しております。主な経営作物は、いちご・米となっております。農作業従事人数は２人、従事日数は５００日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９２１番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は３．７㎞、所要時間は１０分です。大農機具の所有状況は、耕運機１台、草刈り機１台を所有しております。主な経営作物は、果樹となっております。農作業従事人数は１人、従事日数は３００日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９２２番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は２㎞、所要時間は１０分です。大農機具の所有状況は、トラクター３台、耕運機２台、田植機３台、稲刈機３台を所有しております。主な経営作物は、米・麦となっております。農作業従事人数は４人、従事日数は７００日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９２３番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は２㎞、所要時間は１０分です。農地の利用状況等につきましては、議案番号９２２番と同様のため省略させていただきます。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９２４番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地ま

での距離は２㎞、所要時間は１０分です。農地の利用状況等につきましては、議案番号９２２番、９２３番と同様のため省略させていただきます。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９２５番　売買による所有権の移転、対価は○○円です。申請地までの距離は０．０１㎞、所要時間は１分です。大農機具の所有状況は、刈払機１台、噴霧器１台を所有しております。主な経営作物は、ぶどうとなっております。農作業従事人数は２人、従事日数は２４０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９２６番　売買による所有権の移転、対価は○○円です。申請地までの距離は所有予定の拠点から０．０５㎞、所要時間は１分です。大農機具の所有状況は、耕運機１台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は１人、従事日数は１５０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９２７番　売買による所有権の移転、対価は○○円です。申請地までの距離は０．２㎞、所要時間は５分です。大農機具の所有状況は、トラクター３台、コンバイン１台、田植機１台、乾燥機２台を所有しております。　主な経営作物は、米・小麦・野菜となっております。農作業従事人数は３人、従事日数は５６０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、議案第１号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第２号の説明をしてもらいます。

事務局　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。
令和８年７月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第２号　朗読し説明）

議　長　事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第２号５条１２５８番から５条１２６４番について、調査班お願いします。

調査班　５条１２５８番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第１種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２５９番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第１種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２６０番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、

許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２６１番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第１種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２６２番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第１種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２６３番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、一時的な利用に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２６４番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議　長　　ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第２号については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。

次に、議案第３号　非農地証明願についてを議題といたします。
事務局に、議案第３号の説明をしてもらいます。

事務局　議案第３号　非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。
令和８年７月１７日　提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第３号　朗読し説明）

議　長　ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第３号　非農地５９０番について、調査班お願いします。

調査班　非農地５９０番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は山林の様相を呈しており、また２０年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議　長　ありがとうございました。
以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第３号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第３号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、議案第３号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第４号　農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。
事務局に議案第４号の説明をしてもらいます。

事務局　議案第４号　農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。
令和８年７月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第４号　朗読し説明）

議　長　事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第４号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和８年第７回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後４時１０分閉会